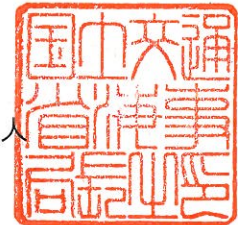




国海査第 307 の 2
平成 24 年 10 月 30 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 榎田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



型式承認試験基準の制定及び一部改正について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり制定及び一部改正することとしましたので、ご連絡いたします。

なお、本型式承認試験基準の制定及び一部改正は、平成 25 年 1 月 1 日から適用されます。

記

1. 別紙 1 のとおり「つり索の離脱装置の型式承認試験基準」を制定する。
2. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「救命艇の型式承認試験基準」を別紙 2 のとおり改める。
3. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「膨脹型一般救助艇の型式承認試験基準」を別紙 3 のとおり改める。
4. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「固型一般救助艇の型式承認試験基準」を別紙 4 のとおり改める。
5. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「複合型一般救助艇の型式承認試験基準」を別紙 5 のとおり改める。
6. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「膨脹型高速救助艇の型式承認試験基準」を別紙 6 のとおり改める。
7. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「固型高速救助艇の型式承認試験基準」を別紙 7 のとおり改める。
8. 平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「複合型高速救助艇の型式承認試験基準」を別紙 8 のとおり改める。



つり索の離脱装置の型式承認試験基準について

国際海事機関(IMO)の第 89 回海上安全委員会(MSC89)において、「国際救命設備コード」(LSA コード)の一部改正が決議 MSC.320(89)として採択され、平成 25 年 1 月 1 日に発効されます。

本決議では、救命艇の整備点検等の際につり索の離脱装置の不慮の開放による落下事故が相次いだことから、つり索の離脱装置の技術基準が強化されました。

これを受け、つり索の離脱装置について、技術基準への適合性を確認するための型式承認試験基準(試験方法及び判定基準)を別紙 1 のとおり制定し、救命艇、膨脹型一般救助艇、固型一般救助艇、複合型一般救助艇、膨脹型高速救助艇、固型高速救助艇及び複合型高速救助艇の型式承認試験基準について、平成 22 年 6 月 30 日付け国海査第 197 号「型式承認試験基準の廃止及び制定について」において規定する「救命艇の型式承認試験基準」、「膨脹型一般救助艇の型式承認試験基準」、「固型一般救助艇の型式承認試験基準」、「固型一般救助艇の型式承認試験基準」、「複合型一般救助艇の型式承認試験基準」、「膨脹型高速救助艇の型式承認試験基準」、「固型高速救助艇の型式承認試験基準」及び「複合型高速救助艇の型式承認試験基準」を別紙 2 から別紙 8 のとおり改めました。